南部町宅配ボックス購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この訓令は、物流業界の働き方改革に対応した消費者の行動変容を促進し、再配達の削減による事業者の負担や環境負荷の軽減を図るため、宅配ボックスを購入した町民に対し、南部町宅配ボックス購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、南部町補助金等交付規則（平成１５年南部町規則第３２号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において「宅配ボックス」とは、鍵又はダイヤル施錠による盗難防止機能を有し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 宅配の受け取りを可能とした仕様の製品であること（リース、レンタル品及び自作のものを除く。）。

(2) この訓令の適用日以降に購入されたものであること。

(3) 戸建住宅又は集合住宅で使用されるものであること。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和７年４月１日から令和８年２月２８日までに、住宅（戸別住宅又は集合住宅をいう。以下同じ。）に設置された宅配ボックスの購入費（附属品購入費、設置費、運搬費、工事費、消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

（補助対象者）

第４条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 戸建住宅又は集合住宅に個人使用を目的とした宅配ボックスを購入する者で、次のアからオまでの要件を満たし、かつ、その住宅に居住するもの

ア　申請時に本町の住民基本台帳に記載されていること。

イ　補助対象者及び同一世帯員全員が町税等を滞納していないこと。

ウ　宅配ボックスを設置する敷地又は住宅が、自ら所有するものでない場合においては、所有者等から設置の同意が得られていること。

エ　当該補助対象宅配ボックスの購入に係る費用について、他の補助金の交付を受けていないこと。

オ　補助対象者及び同一世帯員全員が南部町暴力団排除条例（平成２４年南部町条例第１０号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員と関わりがないこと。

(2) 集合住宅に共同使用を目的とした宅配ボックスを購入する者で、次のアからオまでの要件をすべて満たす当該集合住宅の所有者又は管理会社等

ア　個人の場合は補助対象者及び同一世帯員全員が町税等を滞納していないこと。

イ　法人の場合は、当該法人に係る町税等を滞納していないこと。

ウ　宅配ボックスを設置する敷地又は住宅が、自ら所有するものでない場合においては、所有者等から設置の同意が得られていること。

エ　当該補助対象宅配ボックスの購入に係る費用について、他の補助金の交付を受けていないこと。

オ　補助対象者（個人の場合は、同一世帯員全員を含む。）が南部町暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員と関わりがないこと。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 前条第１号に掲げる補助対象者　補助対象経費の２分の１に相当する額とし、１０，０００円を限度とする（１世帯につき１台かつ１回限りとする。）。

(2) 前条第２号に掲げる補助対象者　補助対象経費の２分の１に相当する額とし、集合住宅の総戸数又は宅配ボックスの扉数のいずれか少ない方に１０，０００円を乗じて得た額を限度とする（１棟につき１回限りとする。）。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南部町宅配ボックス購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、令和８年３月１０日までに町長に提出しなければならない。

(1) 宅配ボックスの購入費、購入日等を証明する領収書の写し

(2) 設置した宅配ボックスの仕様等が確認できるカタログ等の写し

(3) 宅配ボックス設置後の写真

(4) 申請者の口座情報が分かるものの写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

（補助金の交付決定等）

第７条　町長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、宅配ボックス購入費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する口座への振り込みにより、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第８条　町長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、すでに交付した補助金がある場合にはその全部又は一部を返還させることができる。

（財産の処分の制限）

第９条　補助対象経費が５万円を超える宅配ボックスについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める耐用年数（第３項において「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、町長の承認を受けることなく補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

２　前項の承認を受けようとする者は、財産処分承認申請書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

３　町長は、第１項の承認をする場合においては、前条の規定にかかわらず、交付した補助金のうち宅配ボックスを補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（その他）

第１０条　この訓令に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

（訓令の失効）

２　この訓令は、令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この訓令の失効前に交付決定を受けた者に係る第８条及び第９条の規定は、この訓令の失効後もなおその効力を有する。